

日吉津村

第二期 子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

皆んなで支え 育もう 次代を担うひえづの子



日吉津村

令和2~6年度

計 画 の 背 景

日本は、「子どもを産み、育てにくい社会」

日本の課題

世界で最も少子化の進んだ国の一つ
未婚化・晩婚化
結婚した夫婦の出生力の低下

→このままでは出生率の低下はさらに進む
更に、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により

子育ての不安や孤立感を抱える保護者の増加
家庭や地域の養育力の低下

また、女性の社会進出による低年齢児からの

保育ニーズの増大



平成24年「子ども・子育て関連3法」制定

◇基本的な考え「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す

子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供
保育の量的拡充
地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進

こうした背景を踏まえ、日吉津村の未来を担う子どもたちの健やかな育ち、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実を目的に、

平成27年度より 第一期日吉津村子ども・子育て支援事業計画 策定
令和2年度より 第二期日吉津村子ども・子育て支援事業計画 策定

位 置 付 け

子ども・子育て支援法
(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条



第二期 日吉津村子ども・子育て支援事業計画

-関連計画-

- 日吉津村地域福祉計画
- 日吉津村男女共同参画計画
- 日吉津村障がい者福祉計画



第6次日吉津村総合計画



計 画 の 期 間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
 計画策定	第二期 日吉津村子ども・子育て支援事業計画(本計画)				
 第一期 日吉津村 子ども子育て支援事業計画	 継承		 一部見直し		

策 定 体 制

- ①日吉津村子ども・子育て会議 開催(令和元年 10月、11月、令和2年 1月、3月 計:4回)
(構成委員:保護者、子育て支援従事者、学識経験者、村民、関係行政機関)
- ②ニーズ調査(令和元年 10月)
- ③パブリックコメント(令和2年 2月)

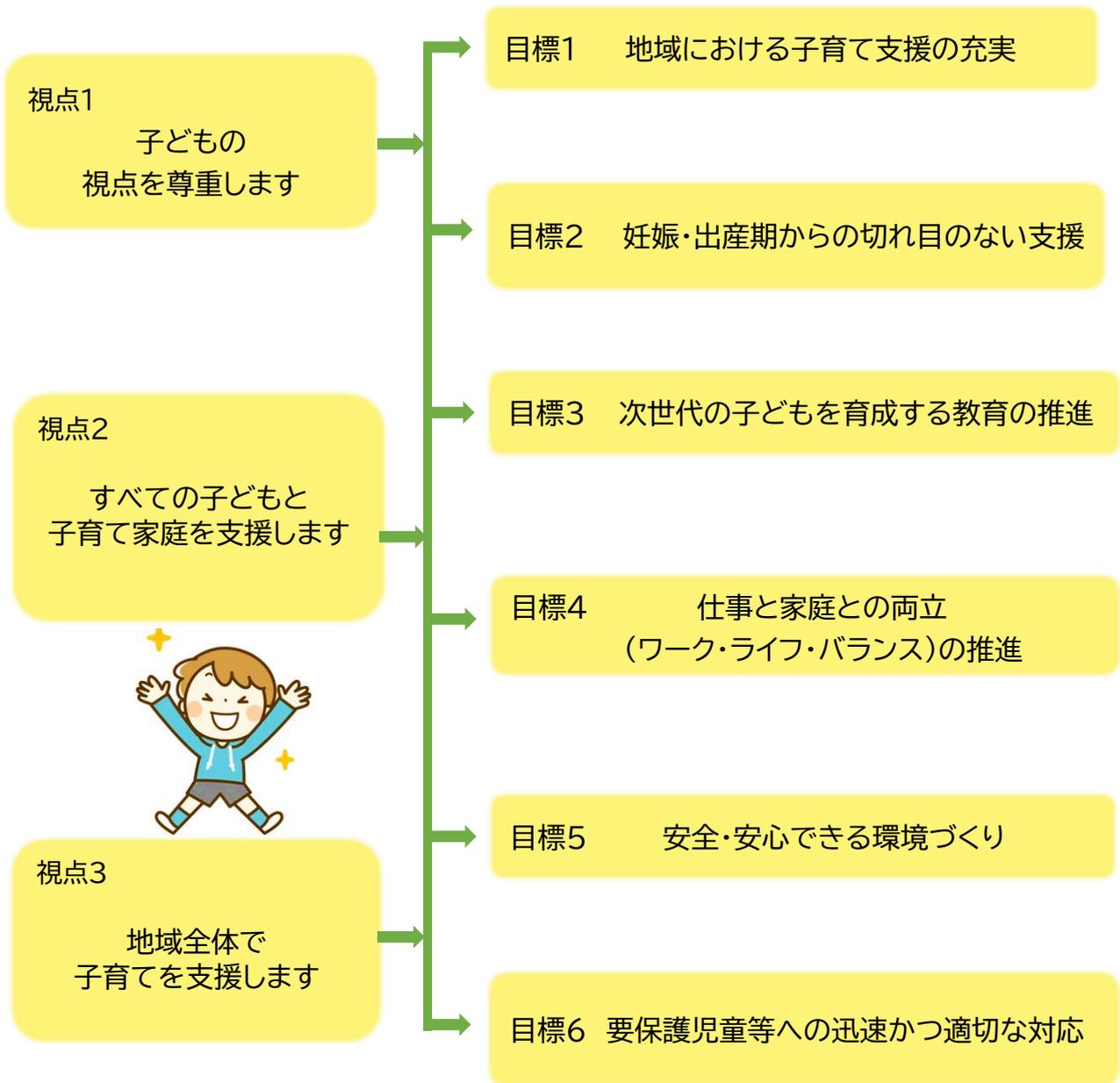
基 本 の 考 え

基本理念

皆んなで支え 育もう 次代を担うひえづの子

基本的視点

基本目標



基本目標

に対する主な取り組み

目標1 地域における子育て支援の充実

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 子育て支援のネットワークづくり
- 3 放課後児童対策の推進



目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 1 子どもや親の健康の確保
- 2 「食育」の推進
- 3 思春期保健対策の策定
- 4 小児医療の充実

目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進

- 1 次代の親の育成
- 2 学校の教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



目標4 仕事と家庭との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- 1 保育サービスの推進
- 2 仕事と家庭の両立支援

目標5 安全・安心できる環境づくり

- 1 子育てに配慮した施設等の整備
- 2 安全な遊び場の確保
- 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進



目標6 要保護児童等への迅速かつ適切な対応

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 障害児施策の充実
- 3 要保護自動対策地域協議会の運用



【日吉津村の地域子ども・子育て支援事業】

利用者支援

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、必要な支援を利用できるよう、情報提供を行います。

延長保育

認定された保育利用時間を過ぎて保育所を利用する場合に、該当となる事業です。年々増加傾向にあります。

実費徴収に係る補足給付

保護者の世帯所得の状況により、教育・保育施設等に支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用や行事への参加費について助成、また、新制度未移行園の利用者については、副食材料費を助成します。

放課後児童健全育成

昼間に保護者がいない小学生が、放課後に児童館で過ごせるようにしている事業です。夏休みには、児童館を利用していない子どもを対象に、夏休みひえづっ子クラブを実施しています。

乳幼児全戸訪問

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

子育て短期入所支援

保護者の事情で子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊や平日の夜間などに一時的に子どもを預かる事業です。

養育支援訪問

特に支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、適切な養育の実施を確保する事業です。

地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。日吉津村では子育て支援センターちゅーりっぷが拠点です。

妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、
①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施し、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施します。

一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。保育所の建て替えに合わせて、日吉津保育所での受け入れを検討していきます。

病児・病後児保育

病気や、病後の子どもを、家庭で保育できない場合に特定の施設で預かります。日吉津村は米子市の施設と提携しています。

ファミリー・サポート・センター

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受ける側と、援助を行う側で相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。



量の見込み



【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策】

子ども・子育て支援給付対象施設を利用するためには…
村から **教育・保育給付認定** を受ける必要がある。



幼児教育・保育
の無償化にお
ける新制度に
伴い追加

認定	対象年齢	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳～5歳児	幼児期の学校教育のみ	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳児～5歳児	保育の必要性あり	保育所 認定こども園
3号認定	0歳児	保育の必要性あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業
	1～2歳児	保育の必要性あり	
新1号認定	満3歳～5歳児	幼児期の学校教育のみ	確認を受けない幼稚園
新2号認定	3歳児～5歳児	保育の必要性あり	確認を受けない幼稚園 認定こども園 新制度幼稚園等の預かり保育 認可外保育施設等
新3号認定	0～3歳	保育の必要性あり	確認を受けない幼稚園 認定こども園 認可外保育施設等

【1号～3号認定,企業主導型】

(単位:人)

令和2年度	1号認定	2号認定	3号認定(0歳)	3号認定(1～2歳)	企業主導型保育園
①予想される数	7	82	13	44	10
②確保状態	7	88	16	51	10
②-①	0	6	3	7	0

【新1号～新3号認定】

(単位:人)

令和2年度	新1号認定	新2号認定	新3号認定
①予想される数	10	7	0
②確保状態	10	7	0
②-①	0	0	0

現状では、予想される数に対しての確保ができていますが、毎年、年度途中においての3歳未満児の待機児童の発生が懸念されています。今後も乳幼児数の推移に十分注意しながら、必要な量の確保に努めていきます。

確

保

と

連

携

【幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保】

質の高い学校教育・保育を
提供するための人材確保



子どもの小学校への円滑な移行

【県が行う施策との連携】



女性の社会進出、核家族化の進行に伴う
男性の育児参加

- 1 「妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない」包括的支援体制の構築
- 2 産後鬱傾向への早期発見・対応
- 3 父親への支援

ひとり親家庭等への自立支援の推進

ひとり親への情報の発信と
周知に努める

児童虐待防止対策の充実

- 1 虐待の早期発見・防止に努める
- 2 緊急事例に素早く対応できる体制を整える

子どもの健全な発達のための良質な環境整備

- 1 公共施設の整備を継続する
- 2 通学路の整備をおこなう
- 3 地域全体で見守る体制づくり

障がい児等特別な支援が必要な
子どもの施策の推進

- 1 疾病の早期発見や治療の推進
- 2 障がいのある子どもが安心して生活できる地域を目指す
- 3 特性に応じた相談・支援に早期に取り組む





●発行／お問い合わせ

鳥取県日吉津村役場 福祉保健課 〒689-3553 日吉津村大字日吉津 872 番地 15

TEL. 0859-27-5952 / FAX. 0859-27-0903